



外来患者の駐車違反

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎

黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

Q クリニックの院長ですが、先日、当院のスタッフが患者さんから「クリニックの駐車場が満車で入れない。どうしたらよいか」と聞かれ、「短時間だったら、停車ランプをつけて病院の近くに止めておいても大丈夫ですよ」とアドバイスし、患者が路上駐車していたところ、診察が終わって患者が車に戻ったら、既に駐車監視員が来て駐車違反のステッカーが貼られていたという事件がありました。

- 1 当院スタッフが患者と一緒に警察に行って、路上駐車をすることになった経緯を警察に話してあげれば、患者は許してもらえるのでしょうか。
- 2 仮に許してもらえない場合、駐車違反の反則金は誰が負担すべきでしょうか。

A 1 スタッフが患者と一緒に警察に行って事情を話したとしても、原則として、許してもらうことは期待できません。警察では患者に「青キップ」(「交通反則告知書」)と「反則金仮納付書」を交付し、患者は、反則金を納付しなければなりません。

駐車違反といえども、道路交通法違反という犯罪ですから、本来であれば刑事裁判で処罰されるべきものです。しかし道交法違反事件はあまりにも数が多く、すべてを裁判所で処理することが困難となったので、道交法違反事件の中でも軽微なものは、反則金を納付すれば刑事事件として取り扱わないという「交通反則通告制度」が設けられています。反則金は刑罰ではありません。しかし、患者が納付しない場合には、刑事裁判で罰金に処せられ、罰金は前科になります。

この制度の手続の流れの詳細は、警視庁のホームページをご覧ください。

(URL : <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/project/nagare.htm>)

- 2 貴院スタッフの誤ったアドバイスが原因で患者が駐車違反をしてしまったのですから、貴院には、損害賠償義務があります。従って、患者が納付した反則金は、貴院が補償すべきでしょう。

このような事件の再発を防ぐため、今後は、クリニックの駐車場が満車の場合には、近くの有料駐車場や駐車禁止でない場所を案内する必要があります。



医師：小規模なクリニックでは駐車場のスペースがあまりないので、風邪が蔓延している時期などには、病院の駐車場が満車になってしまうことがあります。その場合、スタッフが軽い気持ちで路上駐車させることも理解できます。

弁護士：たしかに、単なる停車なら駐車違反にはなりませんし、堂々と路上駐車をしていても、めったに駐車違反のステッカーを貼られることはありません。しかし、スタッフが患者に、停車を装って路上駐車を勧めることは、違法行為を助長するものであって、許されません。

医師：当クリニックでは、駐車場満車の場合は、当院で用意した「急病人の救護のために当院を訪れています。〇〇病院院長」と記載したカードを車のフロントガラスに置いて路上駐車するよう指導しています。

弁護士：それも一種の脱法行為ですね。そのカードは「急病人の救護、防災等緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両」に該当し、駐車禁止除外指定車標章の掲出を必要としない車両であることを示そうとしたものと思われます（道路交通法施行細則（北海道公安委員会規則第11号）3条の2第1項第

4号ア、同規則同条同項第3号ア）。しかし、同条の「急病人の救護」とは、事故現場などで急病人の救護をすることを想定しており、病人が病院に来て路上駐車する場面は想定されていません。

また、駐車監視員は、現場で車両放置時間が5分を超えることを現認した場合には機械的にステッカーを貼ることになっています。もちろん、監視員がカードの存在に気がつければ、ステッカーを貼らないでくれることもあります。貼られてしまった場合、現実に「駐車禁止除外指定車」でない以上、異議を述べる法的根拠はありません。

医師：それは困りますね。ではどうしたら良いのでしょうか。

弁護士：クリニックとしては、自院の駐車場が満車の場合に備えて、近くの有料駐車場と提携するとか、近所のコンビニエンスストアの駐車場を利用できるようあらかじめ店主に依頼するとか、ご近所の敷地内に一時的に置かせてもらうなどの対策を講じておくべきでしょう。

医師：なるほど、日頃からのご近所づきあいが大切ですね。

医療問題講演会（「医事紛争ゼミナール」）のお知らせ

黒木法律事務所では、下記の日程で医事紛争に関する講演会を開催いたします。

北海道医師会会員の方であれば、無料でご参加いただけます。

プログラムの詳細は、当事務所ホームページ(<http://www.kurokilaw.com>)をご覧ください。

- 1 日時 平成27年9月18日（金）18：00～19：40
- 2 場所 ロイトン札幌（札幌市中央区北1条西1丁目）
- 3 演題と講師

「医療事故調査制度の施行に備えて」	所長 弁護士	黒木 俊郎
「病院のクレーム対策」	弁護士	加畑 裕一朗
「医療現場におけるマタニティハラスメント」	弁護士	小竹 真喜
「患者家族の医療同意権と財産管理」	弁護士	武市 尚子
「病院のリスクマネジメント」	所長 弁護士	黒木 俊郎
- 4 参加希望者は、8月20日までに黒木法律事務所（電話011-251-5863）に電話でお申し込みください。